

判決年月日	平成２６年７月１７日	担当部	知的財産高等裁判所 第３部
事 件 番 号	平成26年（行ケ）第10036号		
○ 本件商標「ランドリータイム」について、原告ないしは通常使用権者による使用の事実が認められないとして登録を取り消した審決につき、被告が通常使用権者であり、その使用の事実が認められるとしてこれを取り消した事例			

（関連条文）商標法５０条

（関連する権利番号等）商標第３３４９９１４号，取消２０１３－３００１２９

（関連事件）平成２６年（行ケ）第１００３７号事件（商標第４０１９３１１号（トリートメントドライ），取消２０１３－３００１３０），同第１００３８号事件（商標第４０６３７３１号（ハイ・ベックドライ），取消２０１３－３００１３１）

原告は、「ランドリータイム」の片仮名文字を横書きにしてなる本件商標の商標権者である。

被告が、本件商標の指定商品「第３類 せっけん類，洗濯用でん粉のり，洗濯用ふのり，家庭用帯電防止剤，家庭用脱脂剤，さび除去剤，染み抜きベンジン，洗濯用漂白剤」につき商標法５０条１項に基づく不使用による商標登録取消審判を請求した。これに対し、原告は、本件審判請求登録前３年以内に（要証期間），本件商標の通常使用権者である被告が、本件商標を使用した旨主張した。しかし、特許庁は、本件商標の指定商品について、使用の事実が認められないとし、その登録を取り消す旨の審決をしたため、原告が本件審決取消訴訟を提起した。なお、本件においては、原、被告間の営業譲渡契約書が作成され、その中で本件商標も譲渡の対象に含まれるものとされていたが、その移転登録はなされておらず、また、原告も、審判手続においては、上記営業譲渡契約の成立について争っていたものの、その後契約を追認したと主張していた。また、被告は、取消審判請求のほかに、原告に対し、上記契約に基づき本件商標の移転登録を求める訴訟を提起していた。

本判決は、まず、被告が、本件審判請求登録前３年以内に、(1) 本件商標と社会通念上同一と認められる商標が付された洗濯用洗剤を掲載した会社案内の冊子を頒布し、また、(2) 本件商標と社会通念上同一と認められる商標が付された洗濯用洗剤を被告が作成し運営するホームページに掲載して広告し、これにより本件商標を使用した（商標法２条３項８号）と認定した。

その上で、上記営業譲渡契約が存在するとしても、商標権の移転は登録しなければその効力を生じない以上、被告が本件商標の商標権者であるということとはできないが、本件の事実関係に照らし、上記営業譲渡契約は、本件商標権の移転登録がなされるまでの間、原告が、被告に対し、少なくとも本件商標権についての通常使用権を許諾する旨の黙示の合意を含むものであったと認めるのが相当であるとし、被告が本件商標の通常使用権者であると判断し

た。さらに、被告の信義則違反の主張を排斥し、審決を取り消す旨の判断をした。

なお、平成２６年（行ケ）第１００３７号事件及び同第１００３８号事件も同様の事実関係（ただし、両事件では、対象となった商標が、取消審判請求前に第１００３６号事件原告から両事件の原告へ移転していた点が異なる。）の下で、同様の理由により審決を取り消したものである。